

(様式3)

令和7年1月8日
京丹後市

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正に対する意見募集の結果

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正に対する意見の募集を行った結果、2件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を参考に、「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正の施行等に向けて、準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正を行うため、令和6年12月4日から令和6年12月24日まで意見の募集を行いました。

その結果、2件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、令和7年1月を目処に「京丹後市まちづくり基本条例」の見直しに関する答申をいただき、令和7年4月施行に向けて、準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先：京丹後市市長公室政策企画課

住 所：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電 話： 0772-69-0120

F A X： 0772-69-0901

電子メール：kikaku@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
条例の推進について	<ul style="list-style-type: none">・改正案には賛成します。・しかし、形だけにならないか心配しています。・その理由は、京丹後市民民れんけい推進本部の設置による実質的效果が不明だからです。・PT などの当該本部の動きや会議録が公開されておらず、市民に必要な情報が提供されていません。・令和5年6月議会で中野議員の一般質問に執行部が答弁していますが、その内容では「将来の自律的發展」つまり「まちづくり」につながったのかよく分かりません。・京丹後市まちづくり条例は前文を有するもので、京丹後市の自治における憲法的な存在であると捉えています。・中山市長には、実質的な市の発展を市民と共有する責任と覚悟をもって、本条例改正案を議会に提出することを求めます。・また、パブリックコメントで寄せられた市民の意見を議会にも提出してほしいと思います。	<ul style="list-style-type: none">・民民れんけい推進本部は、市外の先進企業や大学等と市内の企業や団体、住民の連携を促進し、各分野での民間集積を高め、各種産業の振興、福祉、教育、また防災など、様々な分野における将来の自立的発展につなげていくために、令和2年8月に設置しました。・取組として、多くのアドバイザーを無償で委嘱し、各種分野において、高度な専門的知識からアドバイスいただくことに加え、各アドバイザーには様々な形で本市のまちづくりに関心を持っていただき、本市の情報発信、紹介などでご活躍いただきました。・今後は、今回の条例改正にも関連して、新たに「公民連携指針」(仮称)を策定し、ハード、ソフト両面において、民間企業等、様々な主体との連携により、新たな知見や力を活かしながら、「自治と協働のまちづくり」を推進していくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。・また、パブリックコメントで寄せられたご意見については、これまで同様、議会も含め多数の方と共有すべく、市の考え方も含めてHPでの公開等を行います。
連携する「市外」の対象について	<ul style="list-style-type: none">・市外ということを明記されておられますが、具体的にどこを指していますか。・まずは、丹後2市2町での連携が求められているように思うのですが、どのように考えていますか。・そのうえで、丹後2市2町の連携を具体的に明記するべきではないでしょうか。・京丹後市外の在住ですが、まちづくりにおいての丹後2市2町間の格差や一体感の無さを感じており、これを機に丹後2市2町における連携を	<ul style="list-style-type: none">・市外とは、京丹後市以外の日本国内だけでなく、広く世界も含め市外と表現しているところです。・近隣自治体等との連携は、既に第28条第1項に規定しており、もとより重要なことと考えています。・具体的には2市2町(宮津市、与謝野町、伊根町、京丹後市)の連携については、例えば、観光面で丹後全体を魅力ある地域として一体的に発信していくことや、広域的な交通インフラの整備などによる防災・減災に繋がる体制づくりという観点からも必要不可欠なものと認識しております。

(様式3)

	<p>越えた共同体でのまちづくりが必要だと感じています。</p>	<ul style="list-style-type: none">・また、舞鶴市、福知山市、綾部市を加えた京都府北部エリアの観光振興等を目的とした「海の京都 DMO（一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社）」による取組や、京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会では7市町連携による就職フェアの開催など、近隣地域で自治体間を越えて連携を行っているところです。・引き続き、近隣地域との連携とともに、市外のような主体と広く交流、連携し、その知見や力をまちづくりに活かすことが大切であると考えています。
--	----------------------------------	---